

大 潟 村 障 が い 者 計 画
第 6 期大潟村障がい福祉計画
第 2 期大潟村障がい児福祉計画

令和 3 年 3 月

秋田県 大潟村

目 次

第1編 総論

第1章 計画策定にあたって

1 計画の概要.....	5
(1) 計画策定の趣旨.....	5
(2) 計画の位置づけ.....	5
(3) 秋田県の方針	6
(4) 計画の期間	7
(5) 基本指針の見直しについて	7
(6) 農福連携の推進.....	9
2 計画の策定・推進体制.....	11
(1) 策定体制.....	11
(2) 推進体制	11

第2章 障がいのある人を取り巻く現状

1 人口・世帯.....	17
(1) 人口の状況	17
(2) 世帯の状況	17
2 障害者手帳等の所持者数.....	18
(1) 身体障がい者	18
(2) 知的障がい者	19
(3) 精神障がい者	20
3 地域資源の状況.....	21
(1) 障がい福祉サービス等提供事業所.....	21
(2) 相談支援	22
4 アンケート調査の概要	23
(1) 実施概要	23
(2) 福祉に関するアンケート調査結果概要	24
(3) 集計結果から見える課題	29

第3章 計画の進捗状況

1 令和2年度までの進捗状況.....	33
(1) 地域移行等の状況.....	33
2 サービス利用実績.....	35
(1) 訪問系サービス.....	35

(2) 日中活動系サービス.....	36
(3) 居宅系サービス.....	37
(4) 相談支援.....	37
(5) 障がい児支援.....	38

第2編 障がい者計画

第1章 基本的な考え方

1 障がい児・者について.....	43
2 基本理念.....	43

第2章 障がい福祉施策の体系と事業

1 施策の体系.....	47
2 施策の展開方向.....	48
基本的方向Ⅰ：啓発・広報.....	48
基本的方向Ⅱ：生活支援.....	50
基本的方向Ⅲ：生活環境.....	53
基本的方向Ⅳ：教育・育成.....	56
基本的方向Ⅴ：雇用の促進・就労の場の確保.....	57
基本的方向Ⅵ：保健・医療・介護.....	58
基本的方向Ⅶ：情報・コミュニケーション.....	58
基本的方向Ⅷ：国際交流の推進.....	59

第3編 障がい福祉計画・障がい児福祉計画

第1章 障害福祉サービス等の数値目標

1 障害福祉サービスの見込量.....	65
(1) 訪問系サービス.....	65
(2) 日中活動系サービス.....	65
(3) 居住系サービス.....	66
(4) 相談支援.....	66
2 障がい児支援の見込量.....	66
(1) 障がい児支援.....	66
3 地域生活支援事業の見込量.....	67
(1) 必須事業.....	67
(2) 任意事業.....	71

第2章 成果目標

1 第6期障がい者福祉計画の成果目標.....	75
(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行等.....	75

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	75
(3) 地域生活支援拠点等の整備	75
(4) 福祉施設から一般就労への移行等	76
(5) 相談支援体制の充実・強化等	76
(6) 障害福祉サービスの質を向上させるための取組に係る体制の構築	76
2 第2期障がい児福祉計画の成果目標	77
(1) 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実	77
(2) 重度心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービスの確保	77
(3) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	77

参考資料

大潟村障がい者計画等策定委員会設置要綱	81
---------------------------	----

第 1 編 総論

第 1 章 計画策定にあたって

1 計画の概要

(1) 計画策定の趣旨

大潟村では、「誰もが人格と個性を尊重し相互に支え合う共生社会の実現」を基本理念として、平成30年に「大潟村障がい者計画」（平成30年度～令和5年度）および、「第5期障がい福祉計画・障がい児福祉計画」（平成30年度～令和2年度）を策定し、障がいをお持ちの方への計画的なサービスの提供、障害福祉政策の推進に取り組んで来ましたが、このうち、「第5期障がい福祉計画」及び「障がい児福祉計画」について、令和3年3月をもって計画期間が終了することから、新たに「第6期大潟村障がい福祉計画・第2期大潟村障がい児福祉計画」を策定するものです。

※用語について：大潟村における計画では「障がい」その他法令等では「障害」

(2) 計画の位置づけ

①法的位置づけ

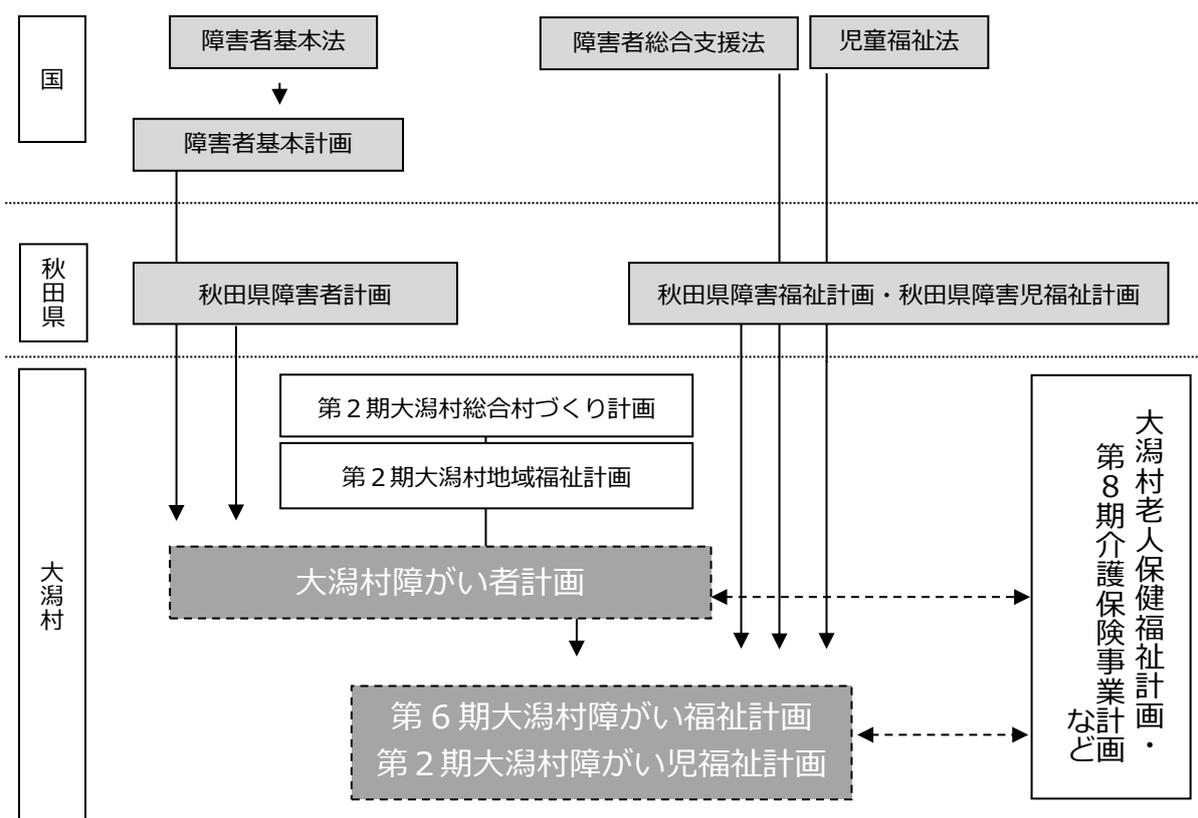
「大潟村障がい者計画」は、障害者基本法第11条第3項に基づくもので、本村の障がい者施策を総合的に展開するための基本的な方針を示すものです。これは障がい児・者が地域で生きがいを持って豊かに生活できるよう、施策全般にかかわる理念や基本的な目標を定める計画として位置づけています。

「第6期大潟村障がい福祉計画」は、障害者総合支援法第88条第1項に基づくもので、「大潟村障がい者計画」の基本方針を踏まえ、整合性を保ちながら、障害者総合支援法に定める障害福祉サービス等の提供に関する具体的な施策やサービス見込量を示した計画として位置づけています。また「第2期大潟村障がい児福祉計画」は、児童福祉法第33条の20に基づくもので、障害者総合支援法や児童福祉法の趣旨を踏まえ、「第6期大潟村障がい福祉計画」と一体的に作成し、障がい児通所支援等を提供するための体制の確保やサービス見込量を示した計画として位置づけています。

②関連計画との整合性

本村の上位計画である「第2期大潟村総合村づくり計画」「第2期大潟村地域福祉計画」など、その他関連計画との整合性を図り策定しています。

図表 計画の位置づけと関連計画



(3) 秋田県の方針

秋田県では、平成 23 年に「障害のある人が安心して元気に活躍できる社会の実現」を目指し「秋田県障害者計画」（平成 23 年度～平成 32 年度）を策定し、秋田県障害福祉計画や第 3 次障害者基本計画の策定に伴い、3 回の改訂を行ってきました。

秋田県障害者計画は、令和 3 年 3 月をもって計画期間が終了するため、「全ての県民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」を基本理念として、以下の基本目標を定めて「第 2 次秋田県障害者計画」を策定しています。

・ 第 2 次秋田県障害者計画の基本目標

I 誰もが共生する社会

子どもからお年寄りまで、障害のある人もない人も共に理解し、互いに支え合って暮らせる秋田を目指します。

II 安全・安心な生活環境

バリアフリーや情報の相互利用が円滑に図られ、地域で安全・安心に暮らすことのできる秋田を目指します。

Ⅲ 障害福祉サービスと保健・医療

子どもから高齢者まで、障害の種類や特性に応じた支援を十分な選択により得られ、家族が安心できる秋田を目指します。

Ⅳ 社会参加と自立

障害のある人も働く意欲を持って、自らの特性を生かして社会に参加し、スポーツ活動や創作活動、仲間との交流を通じて生きがいを感じられる秋田を目指します。

(4) 計画の期間

「第6期大潟村障がい福祉計画」及び「第2期大潟村障がい児福祉計画」は、令和3年（2021年）度から令和5年（2023年）度までの3年間の計画とします。

ただし、国の障害者福祉政策の見直し等が行われた場合、計画期間中でも見直しを行うこととします。

図表 計画期間

H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R元年度 (2019)	R02年度 (2020)	R03年度 (2021)	R04年度 (2022)	R05年度 (2023)
大潟村障がい者計画			大潟村障がい者計画					
第4期大潟村障がい福祉計画			第5期大潟村障がい福祉計画			第6期大潟村障がい福祉計画		
			第1期大潟村障がい児福祉計画			第2期大潟村障がい児福祉計画		

(5) 基本指針の見直しについて

市町村・都道府県の障がい福祉計画は、現行の第5期計画及び障がい児福祉計画の計画期間が令和2年度末までとなっています。これらのことから、国は令和2年1月17日に開催された社会保障審議会障害者部会において、令和3年度を初年度とする第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画の作成に関する基本指針の見直しの主なポイントを以下のように取りまとめました。

【① 地域における生活の維持及び継続の推進】

- ・ 地域生活を希望する者が地域での暮らしを継続できる体制を確保することを基本指針に記載

する。

【② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築】

- ・ 精神障害者の精神病床の退院後 1 年以内の地域での平均生活日数の上昇を成果目標として追加する。
- ・ アルコール、薬物及びギャンブル等をはじめとする依存症対策を推進することについて、基本指針に記載する。

【③ 福祉施設から一般就労への移行等】

- ・ 福祉施設から一般就労への移行及び定着の推進をさらに進めるとともに就労移行支援の目標を明確化する。

【④ 地域共生社会の実現に向けた取組】

- ・ 地域の実態等を踏まえた包括的な支援体制の構築に取り組むことについて記載する。

【⑤ 発達障害者支援の一層の充実】

- ・ 発達障害者等に対する支援に関して、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の支援体制を確保し、診断を専門的に行うことができる医療機関を確保することが重要であることを記載する。

【⑥ 障害児通所支援等の地域支援体制の整備】

- ・ 児童発達支援センターについて、地域支援機能を強化し、地域社会への参加などを推進することが重要であることについて記載する。

【⑦ 障害者の社会参加を支える取組】《新規》

- ・ 障害者の文化芸術活動による社会参加について、積極的に推進する。
- ・ 読書を通じて、文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現のため、視覚障害者等の読書環境等を整備する。

【⑧ 障害福祉人材の確保】《新規》

- ・ 障害福祉サービス等の提供を担う人材を確保するため、研修を実施するとともに、積極的な周知・広報をおこなう。

【⑨ 相談支援体制の充実・強化等】《新規》

- ・ 相談支援体制に関して、各地域において、検証・評価を行い、各種機能のさらなる強化・充実に向けた検討をおこなう。

【⑩ 障害福祉サービス等の質の向上】《新規》

- ・ 障害福祉サービス等の質の向上させるための体制を構築することを成果目標に追加する。

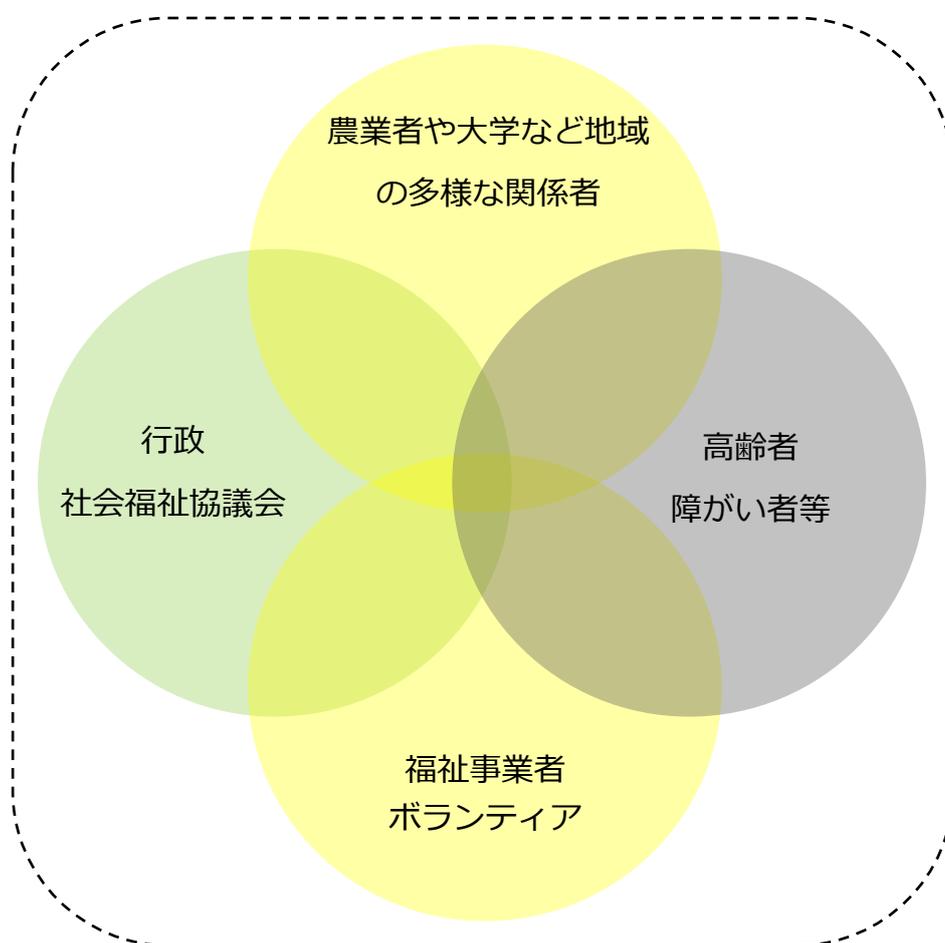
(6) 農福連携の推進

農福連携とは、農業と福祉が連携することによって、豊かな知識・経験を持つ高齢者の能力を活用することや、障がい者等の就労及び雇用の場への支援を行って地域還元を図り、地域福祉の向上と地域の活性化を目指すものです。

本村では、村と社会福祉協議会に加え、農業者や高齢者、障がい者、福祉事業者、大学、ボランティアなど多様な関係者が連携を図り、独自の農福連携を推進することで、各種福祉の増進を目指します。

そのためにも、村の特色である農業の生産や景観、癒やし、学習、交流など多面的機能を活用していきます。

図表 おおがた農福連携イメージ



上記は大潟村農福連携推進に関する基本構想の構造を示しています。

つまり、農業者、高齢者、障がい者等、大学、こどもボランティアの四者が連携して大潟村独自の農福連携を推進します。

また、上記の障がい者等とは障がい者や福祉施設利用者、生活困窮者並びにひきこもり等をさしています。

○重点目標

農福連携の推進に向けて、障がい者福祉分野では次に掲げる5つを重点目標とし、取組を進めていきます。

①農業生産・販売による収入確保

農業生産及びその収穫物の販売を通じて収入を確保できるよう体制を整備していきます。こうした取組によって、障がい者が活躍できる村づくりを目指します。

②社会参画

障がい者が社会と積極的にかかわる機会をつくることで、自分らしく生きがいや充実感を得ることのできる暮らしの実現を目指します。

③共同作業による仲間づくり

地域の障がい者が共同して農作業する機会をつくります。こうした取組によって、障がい者の孤立防止や日常の助け合いといった、地域交流の活性化を図ります。

④農作業による健康な体づくり

障がい者が住み慣れた地域で生きがいを持ち、元気で安心して暮らしていくためにも、一人ひとりが健康づくりに積極的に取り組んでいくことが重要です。このためにも、日常生活の中で農作業に親しむことができる環境づくりを進めていきます。

⑤作物や植物にふれあうことによる豊かな心づくり

農業と四季折々の自然が豊かな本村において、作物や植物にふれあう機会をつくり、豊かな心の醸成を図ります。

2 計画の策定・推進体制

(1) 策定体制

①大潟村障がい者計画等策定委員会

関係団体の代表や有識者、住民等からなる「大潟村障がい者計画等策定委員会」において、計画の策定及び推進に関する意見や助言をいただきました。

②事務局

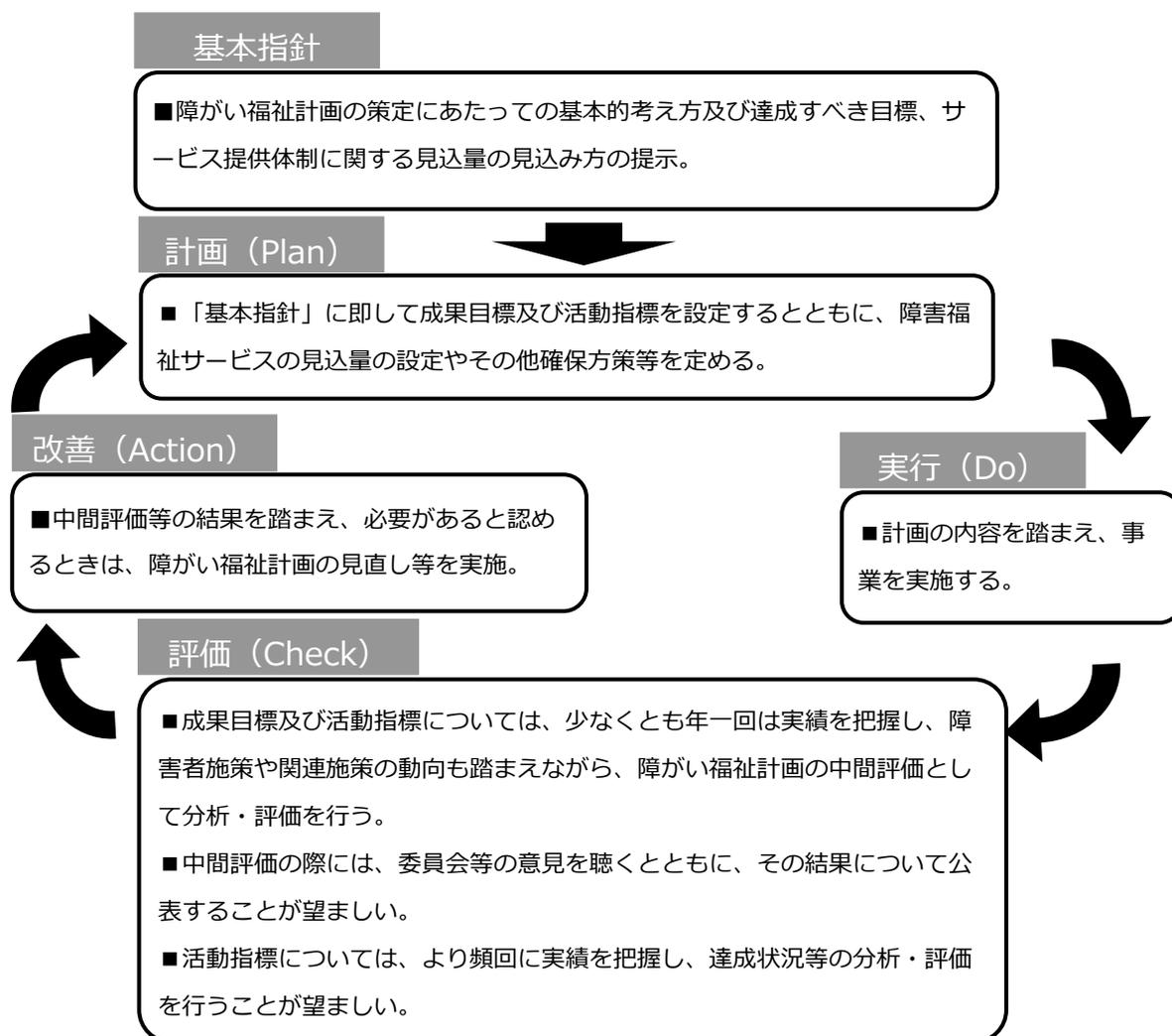
住民生活課が事務局となり、「大潟村障がい者計画等策定委員会」の庶務を行うとともに、各種統計資料の整理・分析、計画たたき案の作成など、計画策定全般に係る事務を行いました。

(2) 推進体制

①推進体制と計画の進行管理

本計画及び関連する個別計画の担当課を中心に、関係部局等との連携を図りながら本計画を推進します。また、障がい福祉計画の確実な実施と円滑な推進を図るために、庁内各課の緊密な連携を図り、全庁が一体となって各種施策を推進していくとともに、本計画の実施状況を点検・評価します。

図表 障がい福祉計画におけるP D C Aサイクルのプロセスのイメージ



②圏域での連携

秋田県及び近隣の市町村と連携を取り、幅広い意見交換を図るとともに、広域圏でのサービス提供や施設整備についての調整を図ります。

③行政職員の資質向上

複雑・多様化しつつあるニーズに対し、柔軟に対応できる庁内体制を整備するため、各種研修の実施や資格取得の支援などを通じ、行政職員の障がいのある人への理解と人権意識・福祉意識の向上、人材育成に努めます。

④関係機関・ボランティア団体との連携体制

本計画の確実な推進を図るために、関係行政機関や社会福祉法人、村内外の様々な関係施設等がそれぞれの役割を担い、相互に協力し合えるよう、有機的な連携体制づくりを目指します。

また、障がいのある人が身近で役立つような情報が得られるよう、様々な支援や啓発活動を実施するボランティア団体や障がい者団体に情報交換や協力を求めながら、計画推進を図ります。

⑤計画の普及・啓発

本計画について、村の広報やホームページ等での広報を行い、計画内容の周知を図ります。また、一人ひとりが地域福祉の担い手であるという意識を持っていただくために、具体的な取組や活動事例などを紹介していきます。

第2章 障がいのある人を取り巻く現状

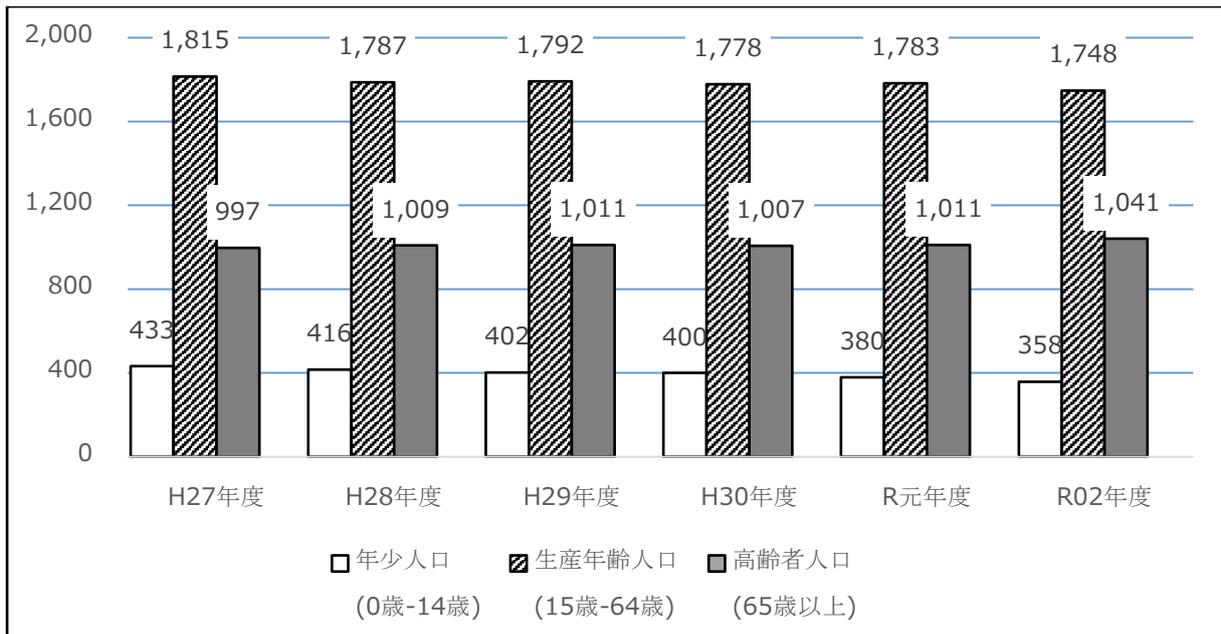
1 人口・世帯

(1) 人口の状況

本村の人口は、令和2年10月1日現在で3,147人です。平成12年をピークに以降緩やかな減少傾向にあり、平成27年から令和2年の5年間で約100人減少しています。

年齢別にみると、年少人口はマイナス21ポイントと大きく減少しましたが、生産年齢人口は4ポイントの減、逆に、高齢者人口は、4ポイント増加しています。

図表 年齢3区分別人口の推移

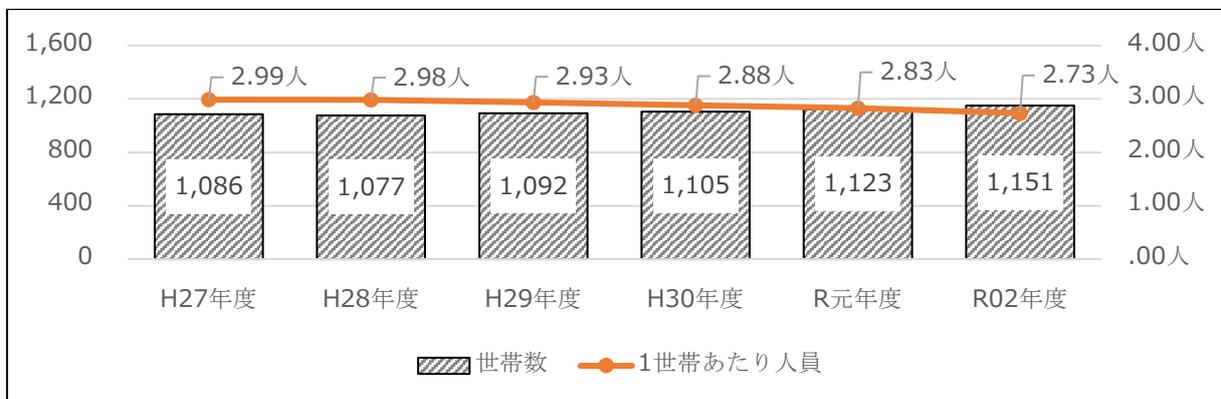


資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

(2) 世帯の状況

本村の世帯数は、令和2年10月1日現在で1,151世帯となっており、緩やかな増加傾向にあります。逆に1世帯あたり人員は減少傾向にあり、核家族化の進展がうかがえます。

図表 世帯数及び1世帯あたり人員の推移



資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

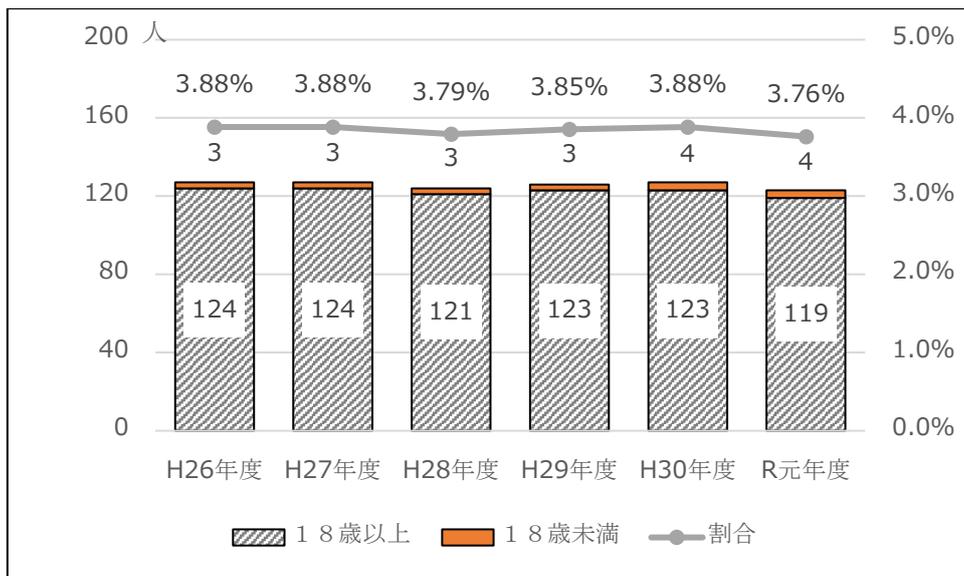
2 障害者手帳等の所持者数

(1) 身体障がい者

本村における身体障害者手帳所持者数は、令和元年度末に前年度と比べて、4人減少していますが、人口減のため、総人口に占める割合は横ばいとなっています。

等級別にみると、全体の65%が3級以上であり、種類別では、肢体不自由が全体の60%を占めています。

図表 身体障害者手帳所持者数及び割合の推移



(単位：人)

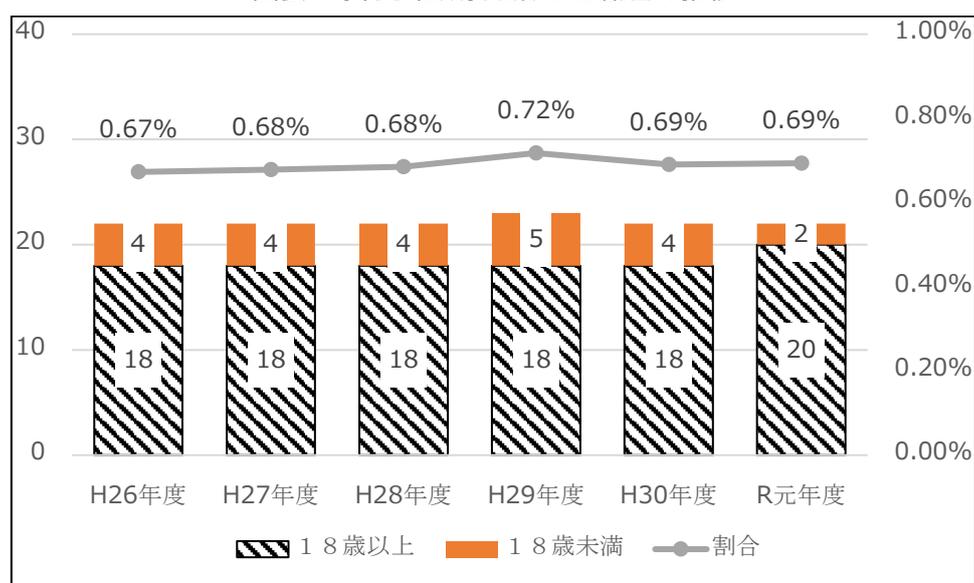
	区分	H26	H27	H28	H29	H30	R元
等級別	1級	37	41	40	39	38	40
	2級	16	17	18	18	18	17
	3級	26	24	22	25	25	23
	4級	32	30	31	31	32	31
	5級	9	9	9	9	10	8
	6級	7	6	4	4	4	4
種類別	視覚障がい	5	5	4	4	5	5
	聴覚・平衡機能障がい	9	9	8	8	10	10
	音声・言語・そしゃく機能障がい	1	1	1	1	1	1
	肢体不自由	79	81	79	78	77	74
	内部障がい	33	31	32	35	34	33
	合計	127	127	124	126	127	123

資料：大湯村調べ（令和元年度実績）

(2) 知的障がい者

本村の療育手帳所持者数は、ほぼ横ばいで推移しており、令和元年度末現在で22人となっています。人口の減少に伴い、総人口に占める割合は緩やかに増加しており、令和元年度で、0.69%となっています。

図表 療育手帳所持者数及び割合の推移



(単位：人)

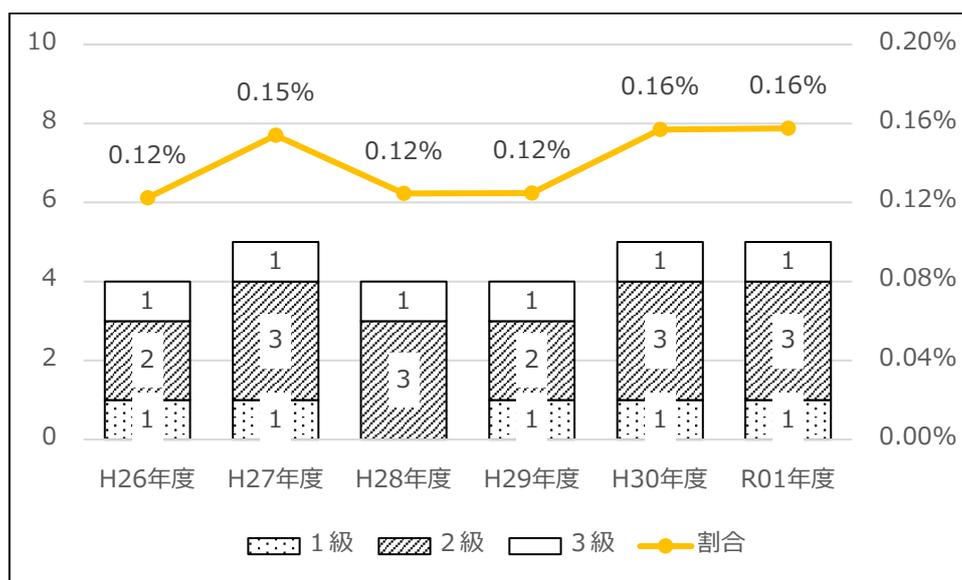
区分		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
等級別	A	12	12	11	11	11	11
	B	10	10	11	12	11	11
合計		22	22	22	23	22	22

資料：大潟村調べ（令和元年度実績）

(3) 精神障がい者

本村の精神障害者保健福祉手帳所持者数は、ほぼ横ばいで推移しており、令和元年度末現在で5人となっています。また、人口減少に伴い、総人口に占める割合は増加しており、令和元年度末で、0.16%となっています。

図表 精神障害者保健福祉手帳所持者数及び割合の推移



(単位：人)

区分		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
等級別	1級	1	1	0	1	1	1
	2級	2	3	3	2	3	3
	3級	1	1	1	1	1	1
合計		4	5	4	4	5	5

資料：大潟村調べ（令和元年度実績）

3 地域資源の状況

(1) 障がい福祉サービス等提供事業所

①障がい福祉サービス

村内の障がい福祉サービス提供事業所をはじめ、周辺市町村の事業所にも委託しています。

図表 村内及び周辺市町村の障がい福祉サービス提供事業所

事業項目	事業所数
生活介護	5
就労継続支援 B 型	3
療養介護	1
短期入所	1
共同生活援助	2
児童発達支援	1

資料：大潟村調べ（令和元年度実績）

②地域生活支援事業

村内の地域生活支援事業所をはじめ、周辺市町村の事業所にも委託しています。

図表 地域生活支援事業提供事業者の状況

【必須事業】

事業項目	事業所数
相談支援事業	2
成年後見制度利用支援事業	1
日常生活用具給付等事業	5
移動支援事業	1
地域活動支援センター	1

【任意事業】

事業項目	事業所数
日中一時支援事業	1

資料：大潟村調べ（令和元年度実績）

(2) 相談支援

① 民生委員・児童委員

心身に障がいのある方や地域の要援護者などの自立更生を援助指導するとともに、地域福祉の増進に努めるため、厚生労働大臣から委嘱を受けた村内各地区の方が関係機関と協力して活動しています。

4 アンケート調査の概要

(1) 実施概要

①調査の目的

このアンケート調査は、村民の皆様の福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識、意向などを把握し、本計画の策定や施策推進に役立てるために実施しました。

②調査の概要

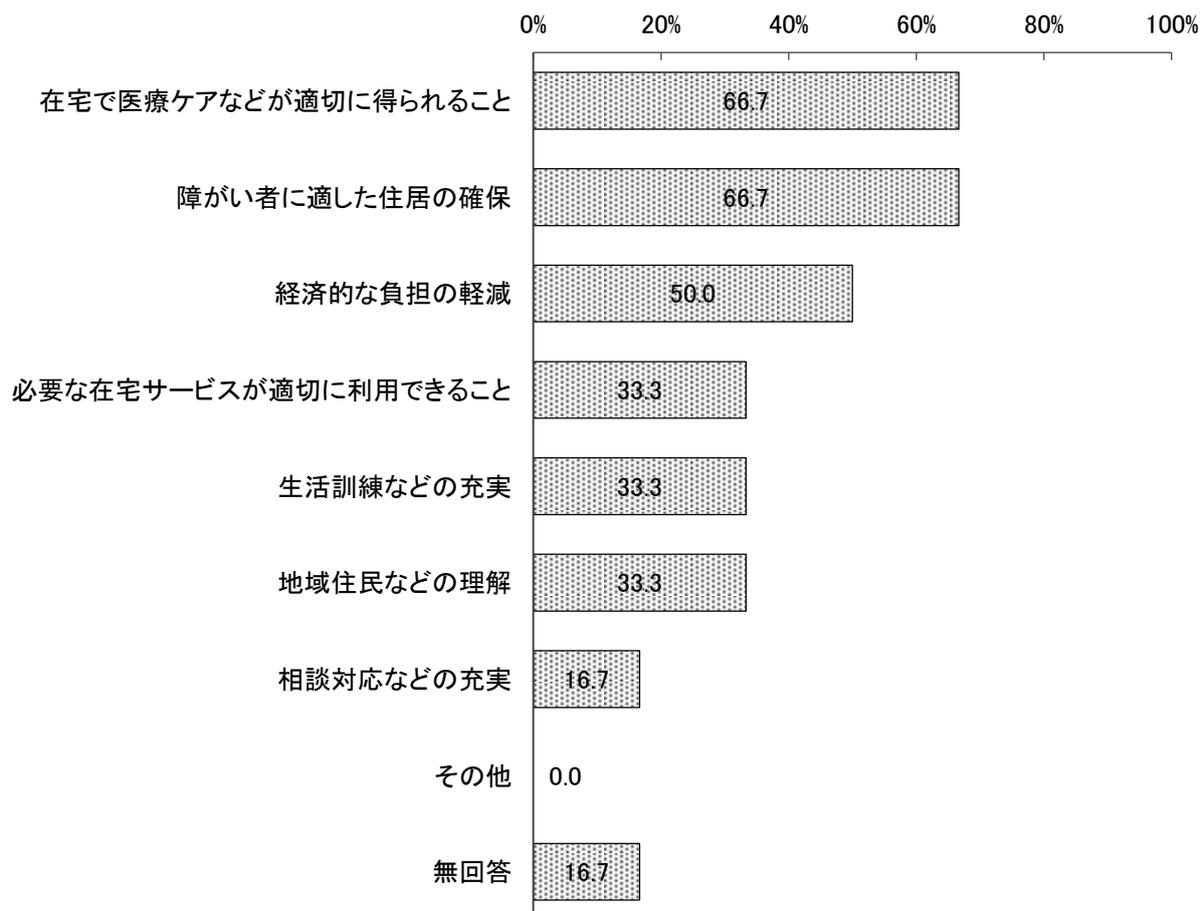
- 調査対象：村内在住で身体障害者手帳又は療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの中から無作為抽出した 150 名
- 調査期間：平成 29 年 7 月 25 日～平成 29 年 8 月 8 日
- 調査方法：郵送による調査票の配布・回収
- 配布・回収

配布数	回収数	回収率
150 人	64 人	42.7%

(2) 福祉に関するアンケート調査結果概要

①地域で生活するために必要な支援

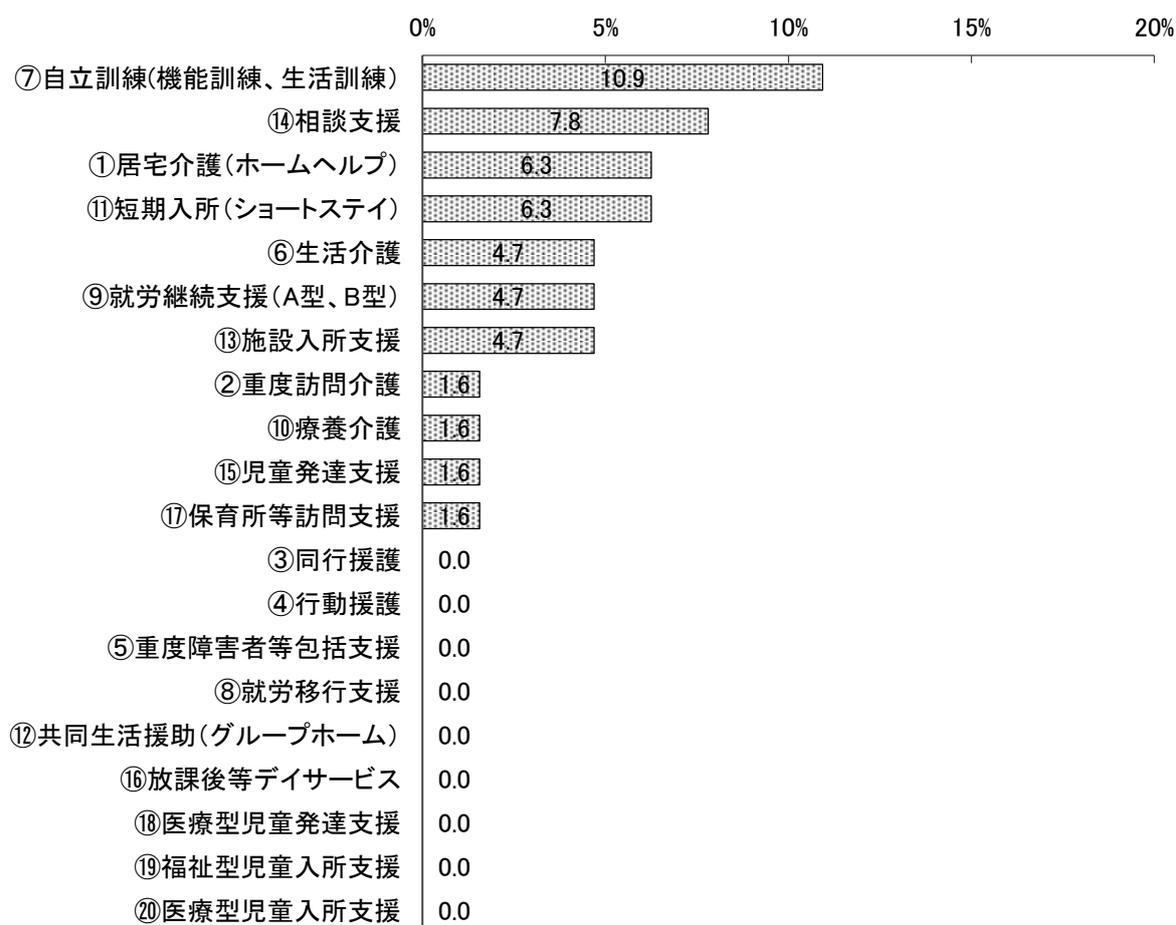
地域で生活するために必要な支援は、「在宅で医療ケアなどが適切に得られること」「障がい者に適した住居の確保」が66.7%と最も高く、次いで「経済的な負担の軽減」が50.0%となっています。



(n=58)

②現在、利用している障がい福祉サービス

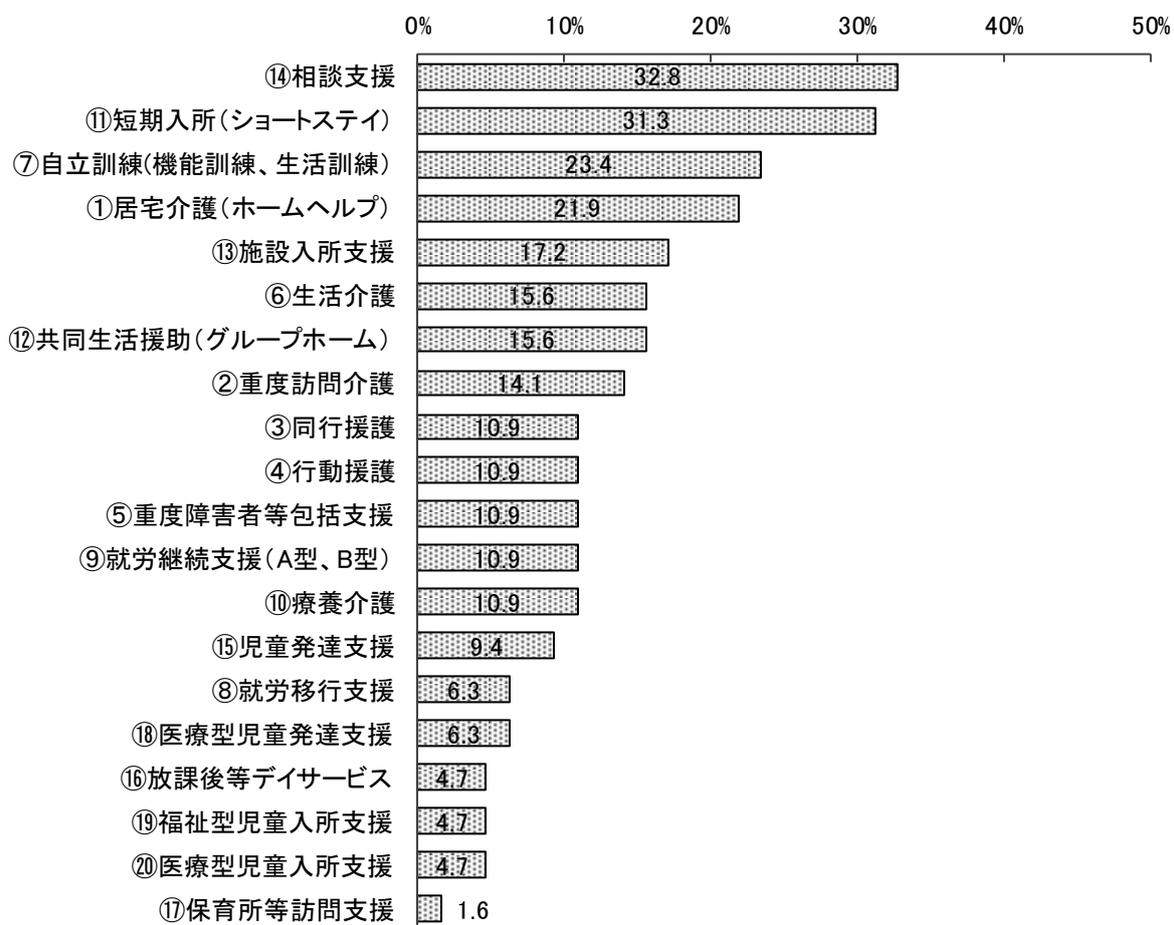
現在、利用している障がい福祉サービスは、「⑦自立訓練（機能訓練、生活訓練）」が10.9%と最も高く、次いで「⑭相談支援」が7.8%、「①居宅介護（ホームヘルプ）」「⑪短期入所（ショートステイ）」が6.3%となっています。



(n=64)

③今後、利用したいと思う障がい福祉サービス

今後、利用したいと思う障がい福祉サービスは「⑭相談支援」が32.8%と最も高く、次いで「⑪短期入所（ショートステイ）」が31.3%、「⑦自立訓練（機能訓練、生活訓練）」が23.4%となっています。



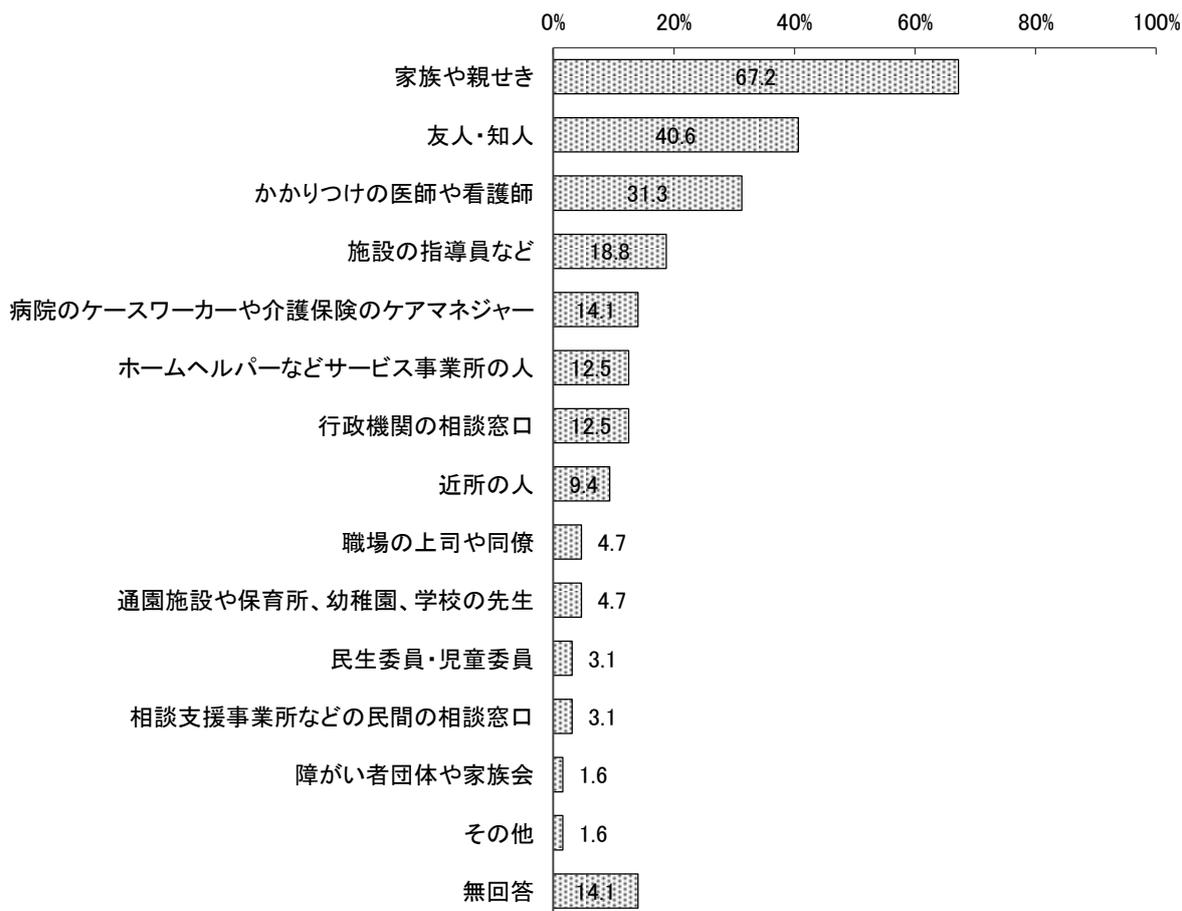
(n=64)

④悩みや困ったことの相談相手

悩みや困ったことの相談相手は、「家族や親せき」が67.2%と最も高く、次いで「友人・知人」が40.6%、「かかりつけの医師や看護師」が31.3%となっています。

【その他】

相談できない・話せない など



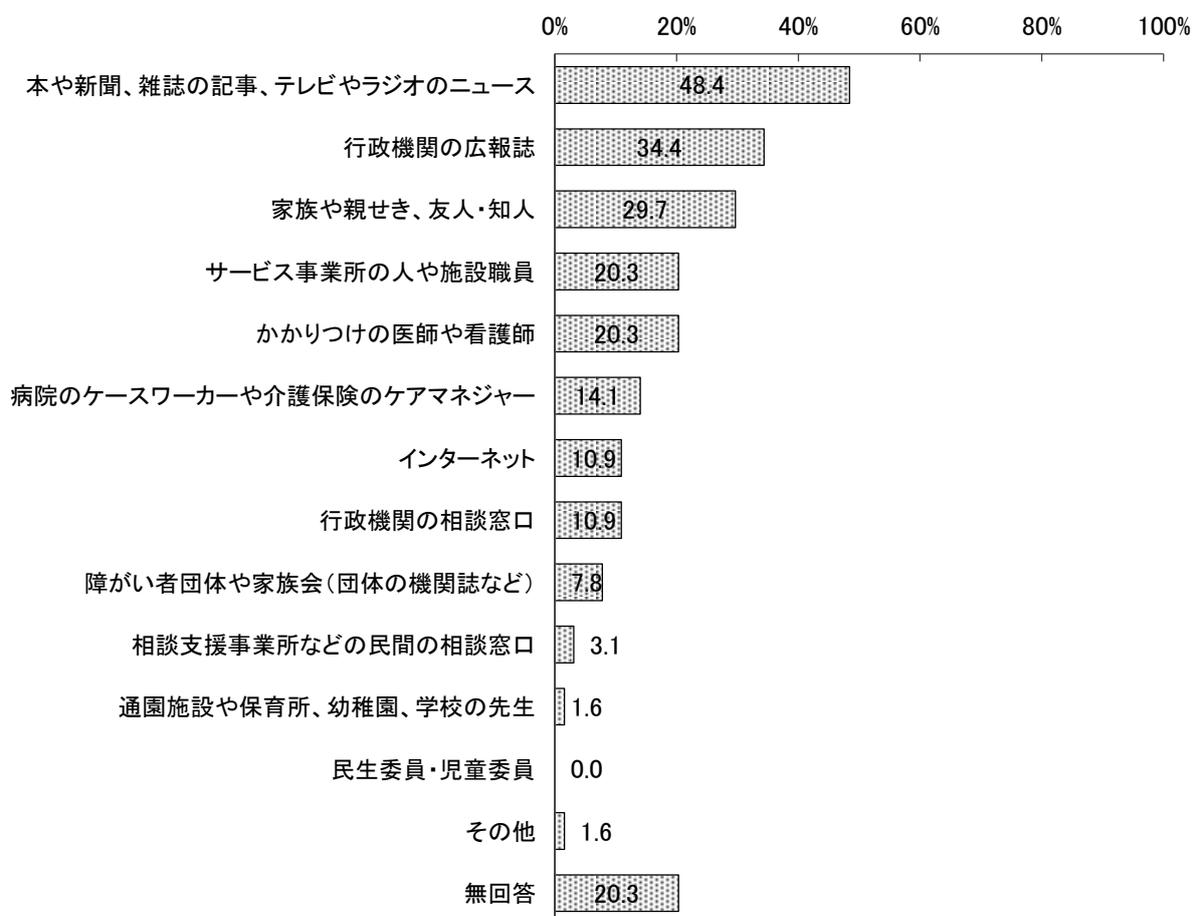
(n=64)

⑤障がいのことや福祉サービスなどに関する情報の取得先

障がいのことや福祉サービスなどに関する情報の取得先は、「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」が48.4%と最も高く、次いで「行政機関の広報誌」が34.4%、「家族や親せき、友人・知人」が29.7%となっています。

【その他】

自分では得る事ができない など



(n=64)

(3) 集計結果から見える課題

◆地域生活に必要な支援

地域で生活するために必要な支援として、「在宅で医療ケアなどが適切に得られること」「障がい者に適した住居の確保」が66.7%と最も高い回答率を得ていました。また、「経済的な負担の軽減」も高い回答率を得ていることから、在宅医療体制の強化や、バリアフリー住宅・障がい者向けのグループホームなどの確保、経済的なサポートが求められていることがわかります。

◆障がい福祉サービスのニーズ

障がい福祉サービスについて、現在の利用状況では、「自立訓練（機能訓練、生活訓練）」の利用率が最も高く、今後の利用意向は「相談支援」が最も高くなっています。また、「居宅介護（ホームヘルプ）」「短期入所（ショートステイ）」「施設入所支援」も今後の利用意向が現在の利用率を大幅に上回っており、日常生活の補助や福祉施設において支援を行うサービスの充実が期待されていると考えられます。

ただ、アンケート結果を見ても、実際に利用しているサービスを間違えて回答するケースが見受けられるため、各種サービスの周知・徹底が必要であると考えられます。

◆相談相手について

悩みや困ったことの相談相手については、「家族や親せき」が67.2%と半数以上の回答率を得ており、他にも「友人・知人」「かかりつけの医師や看護師」など身近な人に相談するという回答が多くなっています。

一方で、「行政機関の相談窓口」「相談支援事業所などの民間の相談窓口」などは回答率が低い傾向にあります。障がいのある方々が住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくためにも、こうした地域の相談窓口の更なる整備を推進することが重要であると考えられます。

◆情報の取得先について

障がいのことや福祉サービスなどに関する情報の取得先については、「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」が48.4%と半数近くの回答率を得ており、また「行政機関の広報誌」が次いで高い回答率を得ています。一方で、「行政機関の相談窓口」「相談支援事業所などの民間の相談窓口」などは回答率が低い傾向にあります。今後はこうした相談窓口において、利用者が障がいのことや福祉サービスに関する情報をより容易に入手できるよう、体制を整備していくことが重要であると考えられます。

第3章 計画の進捗状況

1 令和 2 年度までの進捗状況

(1) 地域移行等の状況

			H30 年度 (2018)	R 元年度 (2019)	R2 年度 (2020) (見込)
施設入所者の地域生活への移行者数	人	目標値	0	0	0
		実績	0	0	0
福祉施設利用者のうちの一般就労移行者数	人	目標値	0	0	0
		実績	0	0	0
施設入所者数 (年度末)	人	目標値	2	2	2
		実績	2	2	2

			H30 年度 (2018)	R 元年度 (2019)	R2 年度 (2020) (見込)
就労移行支援利用者数	人	目標値	0	0	0
		実績	0	0	0

			H30 年度 (2018)	R 元年度 (2019)	R2 年度 (2020) (見込)
就労移行支援事業所数	個 所	目標値	0	0	0
		実績	0	0	0
うち就労移行率 3 割以上の就労移行支援事業所数	個 所	目標値	0	0	0
		実績	0	0	0

医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場について

既存の場を活用

既存の場の名称	大湊村診療所
活用年月日	実績なし

保育所等における障がい児の受け入れ状況

			H30 年度 (2018)	R 元年度 (2019)	R2 年度 (2020) (見込)
保育所	人	目標値	-	-	-
		実績	-	-	-
認定こども園	人	目標値	0	0	0
		実績	0	0	0
放課後児童健全育成事業	人	目標値	0	0	0
		実績	0	0	0

※保育所は、平成30年4月より認定こども園

2 サービス利用実績

(1) 訪問系サービス

事業項目	事業内容
居宅介護	ヘルパーの派遣により、自宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難がある人に対し、移動時や外出先での必要な視覚情報の提供支援や移動援護、排せつ・食事等の介護などを行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。

		H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R元年度 (2019)	R2年度 (2020) (見込)
居宅介護	人	0	0	0	0	0
	時間	0	0	0	0	0
重度訪問介護	人	0	0	0	0	0
	時間	0	0	0	0	0
同行援護	人	0	0	0	0	0
	時間	0	0	0	0	0
行動援護	人	0	0	0	0	0
	時間	0	0	0	0	0

人（月平均利用人員）

(2) 日中活動系サービス

事業項目	事業内容
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (A型・B型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
生活介護	常に介護を必要とする人に、施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動や生産活動を行う機会を提供します。

		H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R元年度 (2019)	R2年度 (2020) (見込)
就労移行支援	人	0	0	0	0	0
	人日	0	0	0	0	0
就労継続支援 A 型	人	0	0	0	0	0
	人日	0	0	0	0	0
就労継続支援 B 型	人	8	8	9	8	10
	人日	142	141	153	148	162
就労定着支援	人	0	0	0	0	0
療養介護	人	3	3	3	3	3
生活介護	人	4	4	4	5	6
自立訓練 (生活訓練)	人	0	0	1	1	0
自立訓練 (機能訓練)	人	0	0	0	0	0
短期入所 (福祉型)	人	2	1	0	0	0
短期入所 (医療型)	人	0	0	0	0	0

人 (月平均利用人員) / 人日 (月平均利用人員 * 利用日数)

(3) 居宅系サービス

事業項目	事業内容
共同生活援助	共同生活を行う住居において、夜間や休日の相談や入浴、排せつ、食事の介護等日常生活の支援を行います。
施設入所支援	施設に入所する人に対し、夜間や休日の入浴、排せつ、食事の介護等日常生活の支援を行います。

	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R元年度 (2019)	R2年度 (2020) (見込)
共同生活援助	2	2	2	2	2
施設入所支援	2	2	3	2	2

人(月平均利用人員)

(4) 相談支援

事業項目	事業内容
計画相談支援	障がい者の自立した生活を支え、抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、福祉・医療等の専門家や機関が相互に協力し合い、よりきめ細かい支援を行います。
地域移行支援	精神科病院に入院している精神障がい者又は障がい者施設等に入所している障がい者につき住居の確保や地域での生活に移行するための支援や相談を行います。
地域定着支援	地域移行した居宅にて単身等で生活する障がい者について、常時連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の問題等に相談等の必要な支援を行います。

	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R元年度 (2019)	R2年度 (2020) (見込)
計画相談支援	19	18	18	18	17
地域移行支援	0	0	0	0	0
地域定着支援	0	0	0	0	0

人(月平均利用人員)

(5) 障がい児支援

事業項目	事業内容
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
放課後等デイサービス	放課後又は休日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所等へ行き障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。
医療型児童発達支援	就学前の児童に対する児童発達支援及び治療を行います。
障害児相談支援	障がい児の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、福祉・医療等の専門家や機関が相互に協力し合い、よりきめ細かい支援を行います。

		H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R元年度 (2019)	R2年度 (2020) (見込)
児童発達支援	人	2	2	3	3	3
	人日	40	69	74	43	60
放課後等デイサービス	人	0	0	0	2	2
	人日	0	0	0	7	21
保育所等訪問支援	人	0	0	0	0	0
	人日	0	0	0	0	0
医療型児童発達支援	人	0	0	0	0	1
	人日	0	0	0	0	23
障害児相談支援	人	2	2	3	2	14

第 2 編 障がい者計画

第 1 章 基本的な考え方

1 障がい児・者について

本計画内での「障がい者」とは、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」（障害者基本法第2条第1項第1号）とします。

また、「障がい児」とは、「身体に障害のある児童、知的障害のある児童、精神に障害のある児童（発達障害者支援法第2条第2項に規定する発達障害児を含む。）又は治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である児童」（児童福祉法第4条第2項に規定する障害児）とします。

2 基本理念

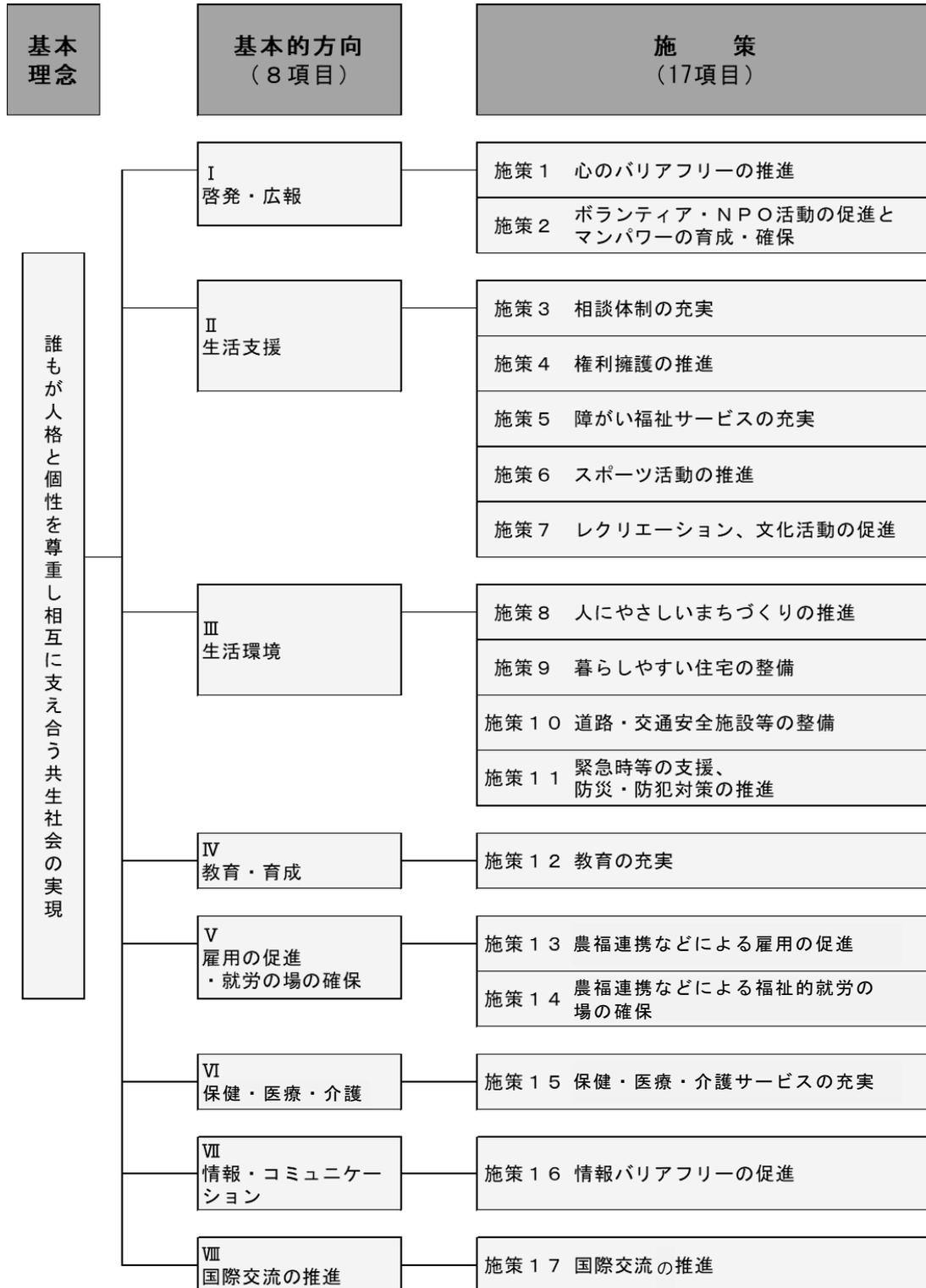
誰もが人格と個性を尊重し相互に支え合う共生社会の実現

改正障害者基本法（平成23年7月成立）においては、「全ての国民が障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものである」との理念に基づき、すべての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現のための各種施策に関し、基本原則を定めています。

本計画においても、この理念に基づき、村民一人ひとりの主体的な健康づくりを支援するとともに、住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、福祉・介護・医療が連携した地域包括ケアシステムの環境整備を目指し「誰もが人格と個性を尊重し相互に支え合う共生社会の実現」を基本理念とし、障がいのある人が身近な地域の中で必要な支援が受けられ、地域社会において他の人と共生できる地域社会の実現を目指します。

第2章 障がい福祉施策の体系と事業

1 施策の体系



2 施策の展開方向

誰もが人格と個性を尊重し相互に支え合う共生社会の実現

基本的方向Ⅰ：啓発・広報

○施策1：心のバリアフリーの推進

【現状と課題】

村内に障害福祉サービス事業所もでき、村民の障がいのある人への理解も深まってきましたが、まだ十分とはいえません。アンケート結果からも、「障がいがあることで差別や嫌な思いをする（した）ことがありますか」という問について、回答者の約4分の1が「ある」又は「少しある」と回答しており、また「住んでいる地域」で嫌な思いをしたという回答も少なくありません。障がいのある人が地域で安心して生活を送るために、これまで以上に障がいや障がい者について村民が正しい理解や認識を持つことが必要になります。

【施策の方向】

- ① 村広報紙やホームページ等を通じてのPRを更に拡大し、障がいのある人に対する村民の理解を促進します。
- ② 障がい者団体等との連携・協力を更に強化し、これまで以上に効果的な啓発活動を推進します。
- ③ 障がい者及び障がい児に対する理解を促進するため、学校教育、社会教育及び福祉団体等と連携し、引き続き子どもたちの成長に応じた福祉教育の推進に努めます。
- ④ 村内の障害福祉サービス事業所（大潟つくし苑）と連携し、また、農福連携により村民との交流を促進し、障がい者理解の促進を図ります。

【現状と課題】

障がい者に対する理解・認識を深めるために、村民が各種のボランティア活動へ積極的に参加することが重要であり、また、障がい者自身がボランティア活動に参加し、社会に貢献していくことも必要です。このため、村民のボランティア活動に対する理解を深めるとともに、活動の促進に努めます。

【施策の方向】

- ① ボランティア活動の拠点である社会福祉協議会と連携し、ボランティアの養成と、活動の促進を図ります。
- ② 学校教育においては、児童生徒のボランティアについての理解を深めるとともに、福祉教育を推進し、地域福祉への関心を育みます。また、特別支援教育諸学校や特別支援学級を置く小・中学校において心身に障がいのある児童・生徒が、その能力・適性に応じて、地域のボランティア活動に参加する機会の積極的な確保に努めます。
- ③ 社会教育においては、学校、地域社会・家庭をはじめ、関係機関・団体・事業所等との連携を密にしながら、生涯学習の観点に立って、村民及び障がい者自身のボランティア活動の推進に努めます。
- ④ 障害福祉サービス事業所（大潟つくし苑）と連携し、農福連携によるボランティア活動の推進を図ります。
- ⑤ 事業所等が地域の一員として取り組むボランティア活動、社会貢献活動の促進を図ります。

基本的方向Ⅱ：生活支援

○施策3：相談体制の充実

【現状と課題】

障がいのある人からの相談は、福祉・保健に関するだけでなく教育・生活・雇用・余暇活動など多岐にわたります。アンケート結果によると、「悩みや困ったことの相談相手」として、家族や親せき・友人など身近な人という回答が多くなっていますが、行政機関や相談支援事業所の窓口という回答は少数でした。

村民一人ひとりが、その人の実情に合った情報の提供や適切な助言を身近なところで気軽に受けられるように、各種相談窓口の充実を図るとともに、関係機関との連携の強化を図り、専門的、総合的な相談体制の充実を図ります。

【施策の方向】

- ① 本人や家族に対する大潟村社会福祉協議会「なんでも相談支援センター」をはじめとする総合相談窓口機能の充実、保健医療・福祉その他各般にわたるサービスの調整を行います。また、より広域的、専門的な相談を身近な地域で気軽に受けられることができるよう、指定相談支援事業者への業務委託、専門的な機関への紹介等を行います。
- ② 福祉相談センター、秋田県医療療育センター等の県機関を有効に活用し、より専門的な相談対応をしていきます。

○施策4：権利擁護の推進

【現状と課題】

障がいのある人やその保護者の多くは、将来の生活維持や財産管理等について不安を抱いています。そのため、障がいのある人が安心して生活できるよう、サービスの利用や金銭管理などについて支援していく必要があります。

しかしながら、アンケート結果によると、障がい等により判断能力の十分でない人の金銭管理や生活の支援等を行う成年後見制度について、「名前も内容も知っている」と答え

た人は約3割にとどまっていた。障がいのある人の暮らしを手助けするこうした制度やサービスについて、より一層周知に努めていく必要があります。

また、障がいのある人が権利を守られ、安心して生活するために、関係機関と連携し、障がいのある人に対する虐待の通報窓口の充実、啓発や防止に一層取り組み、障がい者の虐待防止体制の充実を図ります。【施策の方向】

- ① 障がいにより判断能力の十分でない人が安心して自立した生活を送れるように、本人に福祉サービスの適切な利用についての情報提供や助言、サービスの利用手続などの支援を行います。
- ② 障がいのある人に対する虐待の未然防止、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応等、障がいのある人に対する虐待防止及び権利擁護を図ります。
- ③ 大潟村社会福祉協議会の自立支援事業と連携します。

○施策5：障がい福祉サービスの充実

【現状と課題】

平成18年度から施行された「障害者自立支援法」の廃止が決定され、平成25年度からは「障害者総合支援法」に基づく障がい福祉サービスが展開されています。

「障害者総合支援法」では障がい者の範囲が見直され、新たに難病患者等（治療方法が確立していない疾病、その他特殊な疾病であって政令で定められたもの）が障がい福祉サービス等の対象となります。また、重度訪問介護の対象が現行の重度の肢体不自由者に加え、重度の知的障がい者・精神障がい者が対象となります。

サービスには、「自立支援給付（障がい福祉サービス等）」や、各市町村が地域の実情に合わせ提供する「地域生活支援事業」のほか、「村単独で実施する事業」があります。

これらのサービスを利用しやすくし、また必要としている方に必要なサービスがいきわたるよう、サービス提供や情報提供に関する体制を整えます。

【施策の方向】

- ① 障がい福祉サービス

「障害者総合支援法」に基づいた国主体の社会保障サービスです。日常生活を支える介護給付と、日常生活向上や就労等を支援する訓練等給付、地域への移行・定着のため相談等の支援をする相談支援給付からなっています。

改正法律に基づき、心身障がい者の相談支援を行います。

② 自立支援医療

心身の障がいの状態を軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担制度です。

当制度に基づき、心身障がい者の医療費の自己負担額を軽減します。

③ 補装具費給付

補装具の購入又は修理した費用（基準額）の所得区分に応じて支給します。

④ 地域生活支援事業

地域生活支援事業は市町村を実施主体としています。村として身近な立場から、障がい者にきめ細かなサービスを提供できるように、また、利用者の状況に応じ新規事業にも取り組むよう努め、障がい者の立場にたった支援をします。

⑤ 村単独で実施する事業

福祉的就労の場の確保、継続的に通院が必要な障がい者の交通費を助成するなど、障がい者の福祉の増進に努めます。

○施策6：スポーツ活動の推進

【現状と課題】

障がいのある人が日常的にスポーツ活動に参加しやすい環境づくりと、それぞれのニーズに合った機会を提供していくことが必要とされます。

【施策の方向】

- ① 障がいに応じたスポーツの情報収集、情報提供及び指導者の養成・増員などに努めます。

- ② スポーツを通して自立や社会参加を促進するため、障がいのある人が参加しやすい環境づくりに努めます。
- ③ 障がいのある人と健常者の相互交流を促進するため、サークルの育成やその活動支援に努めます。

○施策7：レクリエーション、文化活動の促進

【現状と課題】

障がいのある人にとって、社会生活を充実したものにしていくためには、生涯学習の果たす役割は大きく、学習機会の提供や学習環境の整備が必要とされています。

【施策の方向】

- ① 障がいのある人の自己実現への支援として、生涯学習に関する情報の収集及び提供、学習意欲の喚起に努めます。
- ② 障がいのある人が参加しやすい環境づくりのため、各種講座の内容や開催方法の工夫に努めます。

基本的方向Ⅲ：生活環境

○施策8：人にやさしいまちづくりの推進

【現状と課題】

障がいのある人が地域社会の中で自立した生活を送り、社会参加の促進を図るためには、生活環境の整備が重要です。障がいのある人を含め、すべての人々が安全で快適な生活を営むことができる社会の実現を図っていく必要があります。

【施策の方向】

- ① すべての人が自由に行動し、安全で快適な生活を営むことができる社会の実現を図るため、引き続きノーマライゼーションの理念の定着及びバリアフリー社会の形成について積極的に取り組みます。
- ② 障がいのある人を含め、すべての人が利用しやすい公共施設の改修又は整備を更に推進していきます。

○施策9：暮らしやすい住宅の整備

【現状と課題】

障がいのある人が地域社会で安心して生活するためには、住環境の改善・整備が必要です。そのためには、障がいのある人の利用に配慮した住宅の改修（改築）や、設備の改善などを進めていく必要があります。

【施策の方向】

- ① 障がいのある人が安心して快適に暮らせる生活を実現するため、住宅のバリアフリー化について総合的に取り組みます。
- ② 障がい者の住宅ニーズに応え、個々の事情に応じた適切な住宅リフォームを促進するため、日常生活用具給付事業（改修助成）や、介護認定者が対象の居宅介護住宅改修事業などの住宅改修費給付事業を行います。

○施策10：道路・交通安全施設等の整備

【現状と課題】

アンケート結果から、「外出する時に困ること」として、「道路や駅に階段や段差が多い」という回答が多くみられました。障がいのある人が安心して快適に暮らせる生活を実現するため、交通のバリアフリーについて総合的に取り組む必要があります。

【施策の方向】

- ① 障がい者が、安全かつ経済的負担の少ない方法で移動できるように、移動手段の確保に努めます。

また、免許を返納した障がい者の移動手段の確保も検討していきます。

- ② 障がいのある人が安全に通行できるよう、歩道の段差解消、急勾配の解消等交通のバリアフリー化などについて総合的に取り組みます。

○施策 11：緊急時等の支援、防災・防犯対策の推進

【現状と課題】

障がいのある人は、急病や災害時などの緊急時には必ずしも自力で避難したり、助けを求められる状況にはありません。アンケート結果によると、「火事や地震等の災害時に一人で避難できるか」について、「できる」と答えた人は半数以下にとどまりました。また、「近所に助けてくれる人はいるか」についても、「いる」と答えた人は3割に届きませんでした。このことから、身内の方をはじめ、民生委員やボランティア、地域住民と連携し、緊急時の支援体制を強化していく必要があります。

また、障がいのある人にとっては災害など緊急の情報をいち早く得ることが困難な場合もあるため、地域における緊急時の情報提供やコミュニケーション手段の確保について、一層の充実を図っていく必要があります。

【施策の方向】

- ① 社会福祉協議会、民生児童委員、地域ボランティア等と連携し、障がい者等の援護を必要とする世帯に対し、定期的な安否活動を含めた見守り活動を推進します。
- ② 障がい者等の急病への対応や、災害等に自力避難困難者が迅速に避難できるよう、地域住民による見守り活動を支援するとともに、個人情報に配慮しつつ、支援が必要な人に関する情報の把握と共有化を図ります。
- ③ 関係機関・団体やサービス事業者等と連携し、緊急時の相談窓口等の整備を図ります。

- ④ 災害発生時の被害を最小限に抑えるため、自治会など地域で取り組む防災活動を支援し、隣近所の助け合いによる初期消火や救出救護、避難誘導活動の体制整備を図ります。

基本的方向Ⅳ：教育・育成

○施策 12：教育の充実

【現状と課題】

障がいのある児童生徒が、学校で共に学ぶ中で、様々な人間関係に触れながら成長することで、お互いを尊重し支え合う心を育み、豊かな人格を形成するとともに、障がいによって生ずる教育的ニーズに的確に対応するため、特別支援学級を設置するなど、安心して充実した学校生活を送ることができるよう、教育施設及び環境の整備・人材育成の充実が必要です。

【施策の方向】

- ① 障がいのある子ども及びその保護者の考えや意見を尊重しながら、教育委員会、学校現場及び保健福祉が連携して教育相談体制の充実を図り、具体的な情報の提供に努めます。
- ② 障がいのある児童生徒の可能性を最大限に伸ばし、学習上の困難の改善、克服に努めるだけでなく、将来、自立した生活を送ることを目指して、その基礎・基本となる知識や経験を蓄積し、「生きる力」を育むための教育内容の充実に努めます。
- ③ 就学する子どもの状況を把握し、適正な就学についての指導を行い、義務教育の円滑な実施のために、関係機関と連携を図りながら適正な就学時健康診断の実施に努めます。また、障がいのある児童生徒にかかわる就学指導担当者や保育士、教職員等の資質の向上を図るため、各種研修会や講習会に参加する機会を確保するなどして、教育環境の整備に努めます。

基本的方向V：雇用の促進・就労の場の確保

○施策 13：農福連携などによる雇用の促進

【現状と課題】

障がい者が就業を通じて自立することは、その社会参加の中でも最も重要なことの一つです。企業や事業所における障がい者雇用の促進を目指すほか、農福連携などにより、障がいのある人の農業の場での就業機会の拡大を図ります。

【施策の方向】

- ① 公共職業安定所が実施する障がい者の特別相談や、就労支援セミナー等への、積極的な参加・協力を努めます。
- ② 村内の事業所に対し、地域活動支援センター、障がい福祉サービス事業所等の障がい者が働く施設などへの発注額を増やした場合に、発注者の法人税等の税制が優遇される発注促進税制の啓発と活用の促進に努め、障がい者の雇用を促進します。また村内事業者に対しては、障がい者の雇用促進を図ります。
- ③ 就職を希望する障がい者等に対しては、障がい福祉サービス事業所、公共職業安定所、秋田障害者職業センターなどとの連携により就業促進と雇用の安定を図ります。

○施策 14：農福連携などによる福祉的就労の場の確保

【現状と課題】

障がいのある人が生きがいを持って生活していく上で、就労を希望する傾向が高まっており、就労の場の確保が求められています。村の特徴である農業を活用し、農福連携の推進などにより、障がいのある人の農業への就労の促進に努めます。

【施策の方向】

- ① 就労支援事業を行う障がい福祉サービス事業所等と連携を図り、事業所や事業主の理解の促進及び農福連携推進事業の推進のための情報提供と支援を行います

基本的方向Ⅵ：保健・医療・介護

○施策 15：保健・医療・介護サービスの充実

【現状と課題】

障がい者が地域で安心して生活できるよう、保健・医療・介護サービスの一層の充実が必要です。また、障がいの原因となる疾病を予防するため、検診・健診の受診を促進していく必要があります。

【施策の方向】

- ① 障がいの早期発見・早期治療のため、乳幼児期から中高年齢にいたる各ライフステージに応じた検診・健診を実施し、適切な治療や相談が受けられるよう体制を整備します。
- ② 適切な医療や療育、福祉サービスにつなげられるよう関係機関との連携を図り、支援体制の整備に努めます。
- ③ 聴覚、言語障がい、音声機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、障がい者とその他の者の意思疎通を仲介するため、手話通訳者や要約筆記者の派遣等を行います。
- ④ 高齢者と障がい者が垣根のない福祉サービスを受けられる環境整備に努めます。

基本的方向Ⅶ：情報・コミュニケーション

○施策 16：情報バリアフリーの促進

【現状と課題】

障がいのある人が様々な情報を得ることができ、障がいによる情報の格差を生む様々なバリア（障壁）を取り除き、自立生活・社会参加を推進するための環境整備を進めていく必要があります。

【施策の方向】

- ① 公民館にパソコン等を設置し、障がいのある人に限らずすべての住民が気軽に集い、交流を深め、情報収集や情報交換できるスペースを提供していますが、障がいのある人がより利用しやすい環境となるよう、整備を進めます。
今後も公民館に限らず、障がいの有無にかかわらず村民の誰もが利用でき、気軽に交流を深められるスペースの整備に努めます。
- ② 聴覚、言語障がい、音声機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、手話通訳者や要約筆記者の派遣等を行い、意思疎通を仲介します。

基本的方向Ⅷ：国際交流の推進

○施策 17：国際交流の推進

【現状と課題】

国際交流への意識の高まりの中で、障がいのある人についても、様々な機会を通じて国際交流を支援していく必要があります。

【施策の方向】

- ① 村内外で行われる国際交流事業等の周知を行い、障がいの有無にかかわらず積極的な活動ができるよう、機会を提供します。

第3編 障がい福祉計画・障がい児福祉計画

第 1 章 障害福祉サービス等の数値目標

1 障害福祉サービスの見込量

【見込量の考え方】

現在の利用者数、障がい者や家族等のニーズ、利用者の増減を勘案して、見込みました。

(1) 訪問系サービス

		R 元年度 (2019) 実績	R02 年度 (2020) 見込	R03 年度 (2021)	R04 年度 (2022)	R05 年度 (2023)
居宅介護	人	0	0	0	0	0
	時間	0	0	0	0	0
重度訪問介護	人	0	0	0	0	0
	時間	0	0	0	0	0
同行援護	人	0	0	0	0	0
	時間	0	0	0	0	0
行動援護	人	0	0	0	0	0
	時間	0	0	0	0	0

(2) 日中活動系サービス

		R 元年度 (2019) 実績	R02 年度 (2020) 見込	R03 年度 (2021)	R04 年度 (2022)	R05 年度 (2023)
就労移行支援	人	0	0	0	0	0
	人日	0	0	0	0	0
就労継続支援 A 型	人	0	0	0	0	0
	人日	0	0	0	0	0
就労継続支援 B 型	人	8	10	10	11	11
	人日	148	162	180	198	198
就労定着支援	人	0	0	0	0	0
療養介護	人	3	3	3	3	3
生活介護	人	5	6	7	7	7
自立訓練（生活訓練）	人	1	0	0	0	0
自立訓練（機能訓練）	人	0	0	0	0	0
短期入所（福祉型）	人	0	0	0	0	0
短期入所（医療型）	人	0	0	0	0	0

人（月平均利用人員）/人日（月平均利用人員 * 利用日数）

(3) 居住系サービス

		R元年度 (2019) 実績	R02年度 (2020) 見込	R03年度 (2021)	R04年度 (2022)	R05年度 (2023)
共同生活援助	人	2	2	1	1	1
施設入所支援	人	2	2	2	2	2
自立生活援助	人	0	0	0	0	0

(4) 相談支援

		R元年度 (2019) 実績	R02年度 (2020) 見込	R03年度 (2021)	R04年度 (2022)	R05年度 (2023)
計画相談支援	人	19	22	22	23	23
地域移行支援	人	0	0	0	0	0
地域定着支援	人	0	0	0	0	0

2 障がい児支援の見込量

【見込量の考え方】

現在の利用者数、障がい児や家族等のニーズ、利用者の増減を勘案して、見込みました。

(1) 障がい児支援

		R元年度 (2019) 実績	R02年度 (2020) 見込	R03年度 (2021)	R04年度 (2022)	R05年度 (2023)
児童発達支援	人	2	3	3	3	3
	人日	43	60	60	60	60
医療型児童発達支援	人	0	1	1	1	1
	人日	0	23	24	24	24
放課後等デイサービス	人	2	2	2	2	2
	人日	7	21	22	22	22
保育所等訪問支援	人	0	0	0	0	0
	人日	0	0	0	0	0
障害児相談支援	人	2	14	14	14	14

人（月平均利用人員）/人日（月平均利用人員*利用日数）

3 地域生活支援事業の見込量

(1) 必須事業

①理解促進研修・啓発事業

共生社会の実現を図るため、地域社会の住民に対して障がい者等に対する理解を深めるための研修・啓発を行います。

【計画期間の見込量】

事業名	単位	R元年度 (2019) 実績	R02年度 (2020) 見込	R03年度 (2021)	R04年度 (2022)	R05年度 (2023)
理解促進研修・啓発事業	実施見込 件数	0	0	1	1	1

②自発的活動支援事業

地域住民や当事者の方が中心となっていく、障がいのある方と地域の人々の相互理解のための活動を支援します。

【計画期間の見込量】

事業名	単位	R元年度 (2019) 実績	R02年度 (2020) 見込	R03年度 (2021)	R04年度 (2022)	R05年度 (2023)
自発的活動支援事業	実施見込 件数	0	0	1	1	1

③相談支援事業

【計画期間の見込量】

種類	単位	R元年度 (2019) 実績	R02年度 (2020) 見込	R03年度 (2021)	R04年度 (2022)	R05年度 (2023)
障害者相談支援事業	実施見込 か所数	2	2	2	2	2
基幹相談支援センター 等強化事業	実施見込 か所数	0	0	0	0	0
住宅入居等支援事業	実施見込 件数	0	0	0	0	0

④成年後見制度利用支援事業

障がいのある方の成年後見制度の利用を支援するため、申し立てに要する経費や後見人等の報酬等にかかる経費の一部又は全部を助成します。

【計画期間の見込量】

事業名	単位	R元年度 (2019) 実績	R02年度 (2020) 見込	R03年度 (2021)	R04年度 (2022)	R05年度 (2023)
成年後見制度利用支援事業	実施見込 件数	0	0	0	0	0

⑤成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における業務を適切に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、法人後見の活動を支援します。

【計画期間の見込量】

事業名	単位	R元年度 (2019) 実績	R02年度 (2020) 見込	R03年度 (2021)	R04年度 (2022)	R05年度 (2023)
成年後見制度法人後見支援事業	実施見込 件数	0	0	0	0	0

⑥意思疎通支援事業

聴覚障がい者等の個人及びグループに対し、社会生活上必要不可欠な用務での外出の際に手話通訳者の派遣を行います。

【計画期間の見込量】

事業名	単位	R元年度 (2019) 実績	R02年度 (2020) 見込	R03年度 (2021)	R04年度 (2022)	R05年度 (2023)
手話通訳者派遣事業	手話通訳士 登録者数	0	0	0	0	0
	派遣件数	0	0	0	0	0
	延べ回数	0	0	0	0	0

⑦日常生活用具給付等事業

重度障がい児・者に対し、日常生活用具を給付・貸与し、日常生活、社会生活を支援するほか、住宅の改修に必要な経費の一部又は全部を助成します。

【計画期間の見込量】

事業名	単位	R元年度 (2019) 実績	R02年度 (2020) 見込	R03年度 (2021)	R04年度 (2022)	R05年度 (2023)
介護訓練支援用具	見込 件数	1	0	0	0	0
自立生活支援用具	見込 件数	0	0	0	0	0
在宅療養等支援用具	見込 件数	0	0	0	0	0
情報・意思疎通支援 用具	見込 件数	0	1	0	0	0
排せつ管理支援用具	見込 件数	7	11	13	13	13
住宅改修費	見込 件数	0	0	0	0	0

⑧手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がいのある方等との交流活動の促進及び日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成に努めます。

【計画期間の見込量】

事業名	単位	R元年度 (2019) 実績	R02年度 (2020) 見込	R03年度 (2021)	R04年度 (2022)	R05年度 (2023)
手話奉仕員養成研修事業	実施見込 件数	0	0	0	0	0

⑨移動支援事業

屋外での移動が困難な人に対し、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等社会参加のための外出を支援します。

【計画期間の見込量】

事業名	単位	R元年度 (2019) 実績	R02年度 (2020) 見込	R03年度 (2021)	R04年度 (2022)	R05年度 (2023)
移動支援事業	実施見込 か所	1	1	1	1	1
	見込利用 人数	0	0	0	0	0
	見込延べ 時間	0	0	0	0	0

⑩地域活動支援センター機能強化事業

障がい者の日中活動の場として、各機能を備えたセンターを通じ、創作的活動又は生活活動などの機会を提供します。

【計画期間の見込量】

事業名	単位	R元年度 (2019) 実績	R02年度 (2020) 見込	R03年度 (2021)	R04年度 (2022)	R05年度 (2023)
I型	実施見込か所	0	0	0	0	0
II型	実施見込か所	0	0	0	0	0
III型	実施見込か所	0	0	0	0	0

(2) 任意事業

①福祉ホームの運営

住居を求めている障がい者に対して、低額な料金で居室などの設備を提供するとともに、障がい者の地域生活の支援を行います。

【計画期間の見込量】

事業名	単位	R元年度 (2019) 実績	R02年度 (2020) 見込	R03年度 (2021)	R04年度 (2022)	R05年度 (2023)
福祉ホームの運営	見込設置か所	0	0	0	0	0
	見込利用人数	0	0	0	0	0

②日中一時支援事業

日中において監護する者がいない障がい者に活動の場を提供し、見守りや社会に適應するために必要な日常生活等に関する訓練などを行います。

【計画期間の見込量】

事業名	単位	R元年度 (2019) 実績	R02年度 (2020) 見込	R03年度 (2021)	R04年度 (2022)	R05年度 (2023)
日中一時支援事業	見込利用日	0	0	1	3	3
	見込利用人数	0	0	1	1	1

③巡回支援専門員整備

発達障がい等に関する知識を有する専門員が、保育所や放課後児童クラブ等の子どもやその親が集まる施設などへの巡回等支援を実施し、担当する職員や障がい児の保護者に対し、障がいの早期発見・早期対応のための助言等の支援を行います。

【計画期間の見込量】

事業名	単位	R元年度 (2019) 実績	R02年度 (2020) 見込	R03年度 (2021)	R04年度 (2022)	R05年度 (2023)
巡回支援専門員整備	実施見込	0	0	0	0	0

第 2 章 成果目標

1 第6期障がい者福祉計画の成果目標

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行等

在宅支援サービスや、相談支援等の強化に努め、地域生活移行に向けた支援体制を整備します。

事項・内容	単位	基準値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)
1 施設入所者の地域生活移行者数 地域生活移行者を令和元年度末の施設入所者の6%以上とする。	人	0	0
2 施設入所者数 施設入所者数が令和元年度末より1.6%以上減少する。	人	2	2

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築のため、保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置に取り組んでいきます。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

令和5年度末までに地域生活支援拠点等を整備することは困難ですが、引き続き、検討を行っていきます。また、引き続き相談支援体制を整備していきます。

※地域生活支援拠点等:障がい者の重度化、高齢化を見据えた居住支援のための機能を持つ場所や体制のこと。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設から一般就労の移行について、具体的な数値目標は設定しませんが、引き続き一般就労への移行について、取り組んでいきます。

事項・内容	単位	基準値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)
1 福祉施設利用者のうちの一般就労移行者数 福祉施設利用者のうちの一般就労移行者数を令和元年度実績の1.27倍以上とする。	人	0	0
うち就労移行支援 1.3倍以上	人	0	0
うち就労継続支援A型 1.26倍以上	人	0	0
うち就労継続支援B型 1.23倍以上	人	0	0
2 就労定着支援事業の利用者数及び定着率	人	0	0
就労移行支援事業を通じて一般就労する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用する。	人	0	0

(5) 相談支援体制の充実・強化等

障がいの種別や各種のニーズに対応できる、指定相談支援事業者に業務を委託することにより、総合的かつ専門的な相談支援を行います。

(6) 障害福祉サービスの質を向上させるための取組に係る体制の構築

県が実施する障害福祉サービス等に関する研修及び市町村職員に対して実施する研修に積極的に参加し、障害福祉サービス等の質の向上に努めます。

2 第2期障がい児福祉計画の成果目標

(1) 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

児童発達支援センターを設置することは困難ですが、引き続き関係機関と連携しながら支援体制の整備を行います。

(2) 重度心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービスの確保

重度心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービスを確保することは困難ですが、引き続き関係機関と連携しながら支援体制の整備を行います。

(3) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場として、大湊村診療所を活用していきます。

參考資料

大潟村障がい者計画等策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 大潟村における障がい者のための施策に関する基本的な計画「大潟村障がい者計画・大潟村障がい福祉計画」の策定・検証に当たり、障がい者、障がい者の福祉に関する事業に従事する者及び学識経験者等の幅広い意見を反映させるため、大潟村障がい者計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(定数および任期)

第2条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから村長が委嘱する。

- 一 障がい者団体の代表
- 二 障がい者の福祉に関する事業に従事する者
- 三 学識経験者
- 四 その他村長が必要と認める者

3 委員の任期は、委嘱から3年以内とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(アドバイザー)

第3条 委員会に、アドバイザーを置くことができる。

2 アドバイザーは、村長が委嘱する。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を行う。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となり議事を整理する。

(事務局)

第6条 委員会の事務を処理するため、住民生活課に事務局を置く。

(委 任)

第7条 この要綱の定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、平成29年10月1日から施行する。

2 この要綱の施行後、初めて招集される会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、村長がこれを招集するものとする。

制定理由

大潟村障がい者計画及び大潟村障がい福祉計画を策定するにあたり、障がい者の福祉に関する事業に従事する者及び学識経験者等、幅広い意見を反映させる。

なお、この要綱の施行に伴い、「大潟村障害者計画策定委員会設置要綱」及び「大潟村障がい福祉計画検討委員会設置要綱」は廃止する。

大 潟 村 障 が い 者 計 画
第 6 期大潟村障がい福祉計画
第 2 期大潟村障がい児福祉計画

令和 3 年 3 月 発行

発行者 大潟村

編 集 大潟村住民生活課住民福祉班

〒010-0494

秋田県南秋田郡大潟村字中央 1 番地 1

電話 : 0 1 8 5 - 4 5 - 2 1 1 4

FAX : 0 1 8 5 - 4 5 - 2 1 6 2

E-mail : g-fukushi@ogata.or.jp